

改正法の条文と政省令等との対照表

一 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

法	政省令等の要綱
第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。 一 十二（略） 二・三（略） 第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。 第八条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に發揮できるように、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理	○ 省令要綱第一・一 厚生労働大臣は、雇用対策法（以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策に関し、その基本となる事項を定めるとともに、雇用に関する状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。 ○ 省令要綱第一・二・（一）・イ（法第八条「厚生労働省令で定める者」関係） 法第八条の厚生労働省令で定める者は、外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び特別永住者とする。

の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指針）

第九条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

（募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

○ 省令要綱第一・二・（一）・ロ（法第八条「厚生労働省令で定める理由」関係）

法第八条の厚生労働省令で定める理由は、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合とすること。

○ 資料4及び6

○ 省令要綱第一・三・（一）（法第十条「厚生労働省令で定めるとき」関係）

次に掲げるとき以外のこととする。

イ 事業主が、その雇用する労働者の定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

ロ 事業主が、労働基準法等の規定により特定の年齢層の労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢層の労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。

ハ 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点からみて合理的な制限である場合として次のいずれかにがいうるとき。

（イ） 長期間の継続勤務による職業能力の開発及び形成を図ることを目

的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人者の条件としない場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校等を新たに卒業しようとする者と同等の処遇で募集及び採用を行う場合に限る。）。

(ロ) 当該事業主が雇用する特定の年齢層の特定の職種の労働者（以下「特定労働者」という。）の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件※）に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

※ 「厚生労働大臣が定める条件」については、当該事業主が雇用する特定の職種に従事する労働者の年齢について、三十歳から四十九歳までの範囲内において、五歳から十歳までの任意の幅で一定の範囲（以下「特定範囲」という。）を特定した場合に、当該特定範囲の年齢層の労働者数が、当該特定範囲の幅と同一の幅でその両側に設定したそれぞれの範囲の年齢に属する労働者の数のそれぞれ二分の一未満であることとする。（資料5）

(ハ) 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢層の労働者の募集及び採用を行うとき。

(ニ) 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うと

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

き、又は特定の年齢層の労働者の雇用を促進するため、当該特定の年齢層の労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢層の労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

○ 省令要綱第一・三・(二)（法第十条「厚生労働省令で定めるところ」関係）

事業主は、法第十条に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその年齢にかわりなく、その有する能力を有効に発揮することができる職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の内容、当該職務の遂行に必要な労働者の適性、能力、経験、技能の程度等をできる限り明示するものとする。

○ 省令要綱第一・二・(三)・イ（法第二十八条第一項「厚生労働省令で定めるところ」関係）

イ 確認方法

(イ) 事業主は、外国人雇用状況の届出を行うに当たっては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格及び在留期間並びに(二)イから(ハ)までに掲げる事項(※)を、外国人登録法第五条第一項の外国人登録証明書又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券により、確認しなければならないこと。

※ 生年月日、性別及び国籍

(ロ) 外国人雇用状況の届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けて

いる者である場合にあつては、事業主は、(二イ)(二※)に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書により、確認しなければならぬこと。

※ 資格外活動の許可を受けている者にあつては、当該許可を受けていること

ロ 届出時期等

(イ) 外国人が雇用保険の被保険者である場合

新たに外国人を雇い入れた場合にあつては翌月の十日までに、離職した場合にあつてはその翌日から起算して十日以内に、当該外国人に係る雇用保険被保険者資格の得喪届と併せて、在留資格、在留期間並びに(二イ)(ハ)及び(二※)に掲げる事項を記載して届け出ること。

※ 国籍及び資格外活動の許可を受けている者にあつては当該許可を受けていること

(ロ) 外国人が雇用保険の被保険者でない場合

雇入れ又は離職日の翌月の月末までに、別に定める様式により届け出ること。

○ 省令要綱第一・二・(二) (法第二十八条第一項「厚生労働省令で定める事項」関係)

イ 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては次の(イ)から(ト)(ホを除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合にあつては、(イ)から(ハ)まで、(ホ)及び(へ)に掲げる事項とすること。

2

(略)

3 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一

項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

4

(略)

(国と地方公共団体との連携)

(イ) 生年月日

(ロ) 性別

(ハ) 国籍

(ニ) 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること

(ホ) 住所

雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

(ト) 賃金その他の雇用状況に関する事項

ロ 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険の被保険者でない場合にあつては、イに関わらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつてはイ(イ)からニ(ニ)までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつてはイ(イ)からハ(ハ)までに掲げる事項とすること。

○ 政令要綱第一（法第二十八条第三項「政令で定めるところ」関係）

外国人雇用状況の通知は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

○ 省令要綱第一・四

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(報告等)

第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- (一) 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。
- (二) 厚生労働大臣は、毎年度、(一)の方針の策定の指針を定めるものとする。

○ 省令要綱第一・五・(二) (法第三十三条第一項「厚生労働省令で定めるところ」関係)

所要の規定の整備を行うこと。(※)

※ 報告に係る手続規定を設ける予定。

○ 省令要綱第一・五・(一) (法第三十六条第一項及び第二項「厚生労働省令で定めるところ」関係)

る。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

外国人の雇用状況の届出等に係る厚生労働大臣の権限を都道府県労働局長等に委任すること。

法 律	政 省 令 等 の 要 綱
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。 一 (略) 二 その地域内に居住する労働者（十五歳以上の者に限る。）その他の就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。 四 (略)	○ 省令要綱第二・一・(一)イ（法第二条第二項第二号「厚生労働省令で定める者」関係） 「労働力人口」 ○ 省令要綱第二・一・(一)（法第二条第二項第三号「厚生労働省令で定める状態」関係） イ 最近三年間の地域の労働力人口に対する地域求職者数の割合の月平均値が、当該期間における全国の労働力人口に対する求職者数の割合の月平均値以上であること。 ロ 最近三年間及び最近一年間の地域求職者数に対するその地域内に所在する事業所の求人数の比率（以下「地域求人倍率」という。）の月

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一・二 (略)

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四・五 (略)

(地域雇用開発指針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針(以下「地域雇用開発指針」という。)を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項

平均値が、それぞれ当該期間の全国の求職者数に対する求人数の比率(以下「全国求人倍率」という。)の月平均値に三分の二を乗じて得た率(当該率が一を超える場合にあつては、一)以下であること。

ただし、最近三年間及び最近一年間の地域求人倍率の月平均値が共に〇・五以下である地域については、イ中「月平均値以上」とあるのは、「月平均値に三分の二を乗じて得た割合以上」とすること。

○ 省令要綱第二・一・二(法第二条第三項第三号「厚生労働省令で定める状態」関係)

自発雇用創造地域の雇用情勢に係る要件は、最近三年間及び最近一年間の地域求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間の全国求人倍率の月平均値(当該値が一を超える場合にあつては、一)以下であることとする。

○ 資料7

の地域雇用開発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

3～5 (略)

(地域雇用開発計画)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、地域雇用開発計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一～三 (略)

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6～8 (略)

(地域雇用創造計画)

第六条 (略)

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～七 (略)

八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第

※ 「政令で定める審議会」については、現在、各計画に厚生労働大臣が同意する場合、地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令において、意見を聴くべき審議会として地方労働審議会が定められており、引き続き、意見を聴くべき審議会は地方労働審議会とする予定。

○ 要綱第二・四・(一) (法第六条第二項第八号「厚生労働省令で定めるもの」関係)

三十四条の規定により設立された社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

355 (略)

地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして労働者の募集を行わせようとする場合における必要な事項を定めること。（※）

※ 具体的には、次の者を規定する予定。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については百人）以下の従業員を使用する者であるもの

○ 要綱第二・四・（一）（法第六条第二項第八号「厚生労働省令で定め

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

759 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)に係る雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を

る要件」関係)

地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして労働者の募集を行わせようとする場合における必要な事項を定めること。(※)

※ 具体的には、当該社団法人の構成員の三分の二以上が中小企業者であることとする予定。

※ 「政令で定める審議会」については、現在、各計画に厚生労働大臣が同意する場合、地域雇用開発促進法第五条第五号等の審議会を定める政令において、意見を聴くべき審議会として地方労働審議会が定められており、引き続き、意見を聴くべき審議会は地方労働審議会とする予定。

実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

○ 要綱第二・二（法第七条第一項「厚生労働省令で定める事業主」等関係）

（一） 同意雇用開発促進地域において支援の対象となる事業主は、次に掲げる事業主とすること。

イ 同意雇用開発促進地域に事業所を設置整備して当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主

ロ 雇入れ、出向等の契約により同意雇用開発促進地域に所在する事業所に高度の技能、知識を有する者を受け入れ、かつ、当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主

ハ 同意雇用開発促進地域に設置整備する事業所に雇い入れられる当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者（当該同意雇用開発促進地域に居住する内定者を含む。）について、職業に必要な技能、知識を習得させるための教育訓練の実施等の措置を講ずる事業主

（二） 次に掲げる事業主に対しては、特別の措置を講ずるものとする。

イ （一）イに掲げる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの

（イ） 事業所の設置整備に伴い、相当数の求職者を雇い入れるものであること。

（ロ） 事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が継続し、かつ、当該事業が当該同意雇用開発促進地域に対して適切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認められること。

ロ （一）イに掲げる事業主であつて、当該事業主の事業所が次のいずれにも該当し、かつ、当該事業所の設置整備に伴い雇い入れた求職者

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(地域雇用開発のための事業)

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働

○ 要綱第二・三・(一) (法第十条第一項「厚生労働省令で定める事業」関

働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために
適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二
条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものと
する。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の
全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域
において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会
の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するもの
に限る。）に委託することができる。

（係）

イ 同意自発雇用創造地域の事業主であつて新たな事業の分野への進出
等に伴い当該同意自発雇用創造地域に居住する求職者を雇い入れよう
とするものの相談に応じ、助言、指導等を行う事業

ロ 同意自発雇用創造地域に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造
地域に所在する事業所の内定者に対して、就職等に必要な知識及び技
能を習得させるための講習等を行う事業

ハ 同意自発雇用創造地域に所在する事業所の事業の概要、求人等に関
する情報を収集、提供し、及び求職者等の相談に応じ、助言、指導等
を行う事業

ニ その他、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資すると認め
られる事業

○ 要綱第二・三・三（法第十条第二項「厚生労働省令で定めるところ」
関係）

地域雇用創造推進事業の委託契約に関する事項を定めること。

○ 要綱第二・三・二（法第十条第二項「厚生労働省令で定める要件」関
係）

イ 地域雇用創造協議会を構成する法人であること。

ロ 地域雇用創造推進事業を適切に実施するために必要な職員の配置等
の体制が整備されていること。

ハ その他、地域雇用創造推進事業を効果的かつ効率的に行うことがで
きると認められること。

(委託募集の特例)

第十二条 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者の募集を行わせようとする場合において、当該地域中小企業団体が同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 地域中小企業団体 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等であつて、第六条第二項第八号の規定により同意地域雇用創造計画で定められたものをいう。

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4・5 (略)

(権限の委任)

○ 要綱第二・四・一（法第十二条第三項「厚生労働省令で定めるところ」及び「厚生労働省令で定めるもの」関係）
「地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして労働者の募集を行わせようとする場合における必要な事項を定めること。」

第十九条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。 3 (略)	○ 要綱第二・四・(二) (法第十九条第一項及び第二項「厚生労働省令で定めるところ」関係) 地域雇用創造計画の同意等に係る厚生労働大臣の権限 (関係行政機関の長に協議することを除く。) を都道府県労働局長に委任すること。
---	--